

下関市こどもの未来応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市こどもの未来応援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、下関市補助金等交付規則（平成25年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に在住するこどもが、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持てる社会の実現に向けて、子どもの居場所提供事業、母親クラブ開催事業、子育てサロン開催事業及び児童健全育成支援事業を実施する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、当該活動に係る経費の一部を補助することにより、こどもの健やかな成長を地域で支援し、地域全体でこどもを見守る環境を充実させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定する心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 子どもの居場所提供事業 子ども食堂、学習支援、フードパントリー、体験の提供のうち少なくとも1以上の活動を行うことにより、こどもが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる居場所（以下「子どもの居場所」という。）を提供する事業をいう。
- (3) 子ども食堂 無料又は安価でこどもに食事、遊び及び交流の機会を提供する活動をいう。
- (4) 学習支援 無料又は安価でこどもに学習の機会を提供する活動をいう。
- (5) フードパントリー 食料を提供することにより、こどもが自宅で食事を取ることができるよう支援する活動をいう。
- (6) 体験の提供 こどもにキャンプ体験、バーベキュー体験、農作

物の収穫体験、公園での遊びの体験等、こどもの健全な成長に資する様々な体験の機会を提供する活動をいう。

(7) 母親クラブ開催事業　こども及びその家庭の健全な育成を図るため、母親等地域住民の積極的参加により、児童厚生施設その他の公共施設と有機的な連携をもって活動する概ね20人以上の会員により構成される自主的な団体（以下「母親クラブ」という。）が行う子育てを支援する事業をいう。

(8) 子育てサロン開催事業　地域ふれあいの中で子育てを楽しむ環境づくりを促進するため、未就学児とその保護者等が気軽に集い、相互に交流を図る場（以下「子育てサロン」という。）を開催する概ね5人以上の地域の子育て支援に意欲を持ち、子育てに関する知識を有する本市在住のボランティアにより構成される自主的な団体が行う子育てを支援する事業をいう。

(9) 児童健全育成支援事業　悩み事を抱える18歳以下のこども専用の電話相談、社会的に擁護されるこどもに対するより良い養育のために実施される活動その他これらに類する困難な状況等にあるこどもの心の拠り所となり、こどもの健全な育ちに資する事業をいう。

（補助対象事業）

第4条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に在住するこども及び子育て中の家庭を対象とする事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子どもの居場所提供事業であって、次に掲げる要件を満たすものの

ア　第6条に規定する補助対象期間内に、月1回以上かつ3月以上開催すること。

イ　主な利用者が、こどもとその保護者であること。

ウ　子ども食堂を開設する場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく下関保健所長の営業許可を受け、又は下関保健所長へ子ども食堂開設届出書（下関市子ども食堂の届出に

関する要領（令和３年４月１日制定）様式第１号）を提出し、必要に応じて助言若しくは指導を受けること。

エ 食事又は食料を提供する場合は、利用者の食物アレルギーの有無に十分配慮するとともに、これを周知する等、こどもへの安全対策を講じること。

オ 参加するこども及び保護者の様子を見守り、必要に応じて市の相談支援窓口を紹介する等、こども及び保護者に対する適切な支援へのつなぎに努めること。

カ 市が主催し、子どもの居場所の運営の支援をするために開催する会議、勉強会等の催しへの参加及びアンケート等の調査への協力に努めること。

キ 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険の加入に努めること。

ク 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。

ケ 本市からこの補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと。

(2) 母親クラブ開催事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 主な利用者が、未就学児とその保護者であること。

イ 次に掲げる活動を行うこと。

(ア) 親子又は世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり、「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室等の文化活動を行う。

(イ) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会等を開催する。

(ウ) 児童の事故防止等活動

地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場

の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。

(エ) その他児童福祉の向上に寄与する活動

母の日プレゼント作り、水遊び、ハロウィン、節分、ひなまつり等季節ごとに行事を企画開催する。

ウ 母親クラブの活動に際して、当該母親クラブの年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

エ 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険の加入に努めること。

オ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。

カ 本市からこの補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと。

(3) 子育てサロン開催事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 第6条に規定する補助対象期間内に、概ね1月当たり1回以上子育てサロンを開催すること。

イ 主な利用者が、未就学児とその保護者等であること。

ウ 下関市内に所在する子育て支援施設、公民館その他補助対象事業の遂行上、適切な場所と市長が認める会場において実施されるものであること。

エ 過去1年間（第8条に定める補助金の交付申請書を市が受理した日（以下「交付申請書受理日」という。）の1年前の日の属する月の初日から交付申請書受理日までをいう。以下同じ。）に、下関市内において1月に1回以上子育てサロンを開催した月の実績が3月以上あること。

オ 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険の加入に努めること。

カ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。

キ 本市からこの補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと。

(4) 児童健全育成支援事業であって、次に掲げる要件を満たすもの
ア 主な利用者が、こどもとその保護者であること。

イ 悩み事を抱える18歳以下のこども専用の電話相談、社会的に擁護されるこどもに対するより良い養育のために実施される活動、その他これらに類する困難な状況等にあるこどもの心の拠り所となり、こどもの健全な育ちに資する活動であること。

ウ 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険の加入に努めること。

エ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。

オ 本市からこの補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと。

2 補助対象事業は、実施場所ごとに決定するものとする。ただし、子どもの居場所提供事業にあつては、同一団体が同一の中学校校区内で複数の実施場所を設ける場合については、一つの事業とみなすことができる。

(交付の対象となる団体等)

第5条 補助金の交付の対象となる団体等は、次に掲げる要件を全て満たす団体等とする。

(1) 市内を主たる活動の拠点としている団体等であつて、第3条第2号、第7号、第8号または第9号までに掲げる事業のいずれかを運営しているものであること。

(2) 団体等の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係のある者でないこと。

(3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

(4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象期間)

第6条 補助金の対象となる補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 子どもの居場所提供事業 第9条第1項の規定により市長が補助金の交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）から当該交付決定日が属する年度の2月末日まで

(2) 母親クラブ開催事業、子育てサロン開催事業、及び児童健全育成支援事業 交付決定日から当該交付決定日が属する年度の末日まで

（補助対象経費及び補助金額）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表に定める経費及び額とする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体等は、下関市こどもの未来応援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）その1からその4までのいずれか

(2) 収支計画書（様式第3号）

(3) 団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの

(4) 団体の役員等の名簿

(5) 前年度に補助金の交付を受けていない子育てサロン開催事業においては、過去1年間の活動報告書

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。この場合において、市長は、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市こどもの未来応援補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付の申請をした団体等に通知する。

- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市こどもの未来応援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付の申請をした団体等に通知する。

（補助対象事業の推進）

- 第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定団体等」という。）は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

- 第11条 交付決定団体等は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市こどもの未来応援補助金事業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 交付決定団体等は、第9条第2項の規定による通知を受けた後に補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、下関市こどもの未来応援補助金事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項又は前項に規定する申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

（実績報告）

- 第12条 交付決定団体等は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は、当該年度の3月31日のいずれが早い日までに、次に掲げる書類を添えた下関市こどもの未来応援補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第9号）その1からその4までのいずれか

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市こどもの未来応援補助金額交付確定通知書（様式第11号）により、当該交付決定団体等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付決定団体等に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金等の交付請求)

第15条 第13条の規定による通知を受けた交付決定団体等は、下関市こどもの未来応援補助金請求書（様式第12号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第9条第2項（第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る金額の範囲内で、交付決定団体等の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする交付決定団体等は、下関市こどもの未来応援補助金概算払請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第13条の規定により確定した額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはそ

の請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定団体等に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 交付決定団体等は、補助対象事業の実施状況並びに経費の収支に関する帳簿、補助金の経理に係る証拠書類その他関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第18条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定団体等に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定団体等に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(調査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定団体等に対

し質問をし、報告を求め、又は活動場所の現地調査及び現金出納簿その他の補助対象事業に係る書類等の調査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第 20 条 交付決定団体等は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 下関市母親クラブ活動事業費補助金交付要綱（平成 17 年 2 月 13 日制定）、下関市子育てサロン開催事業費補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 18 日制定）、及び下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 29 日制定）（以下「旧要綱」と総称する。）は、令和 7 年 3 月 31 日限り、廃止する。ただし、令和 6 年度以前の予算に係る旧要綱に関する補助金の取扱いについては、旧要綱は、同日後もなおその効力を有するものとし、当該補助金についてはこの要綱の規定は適用しないものとする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 9 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表 補助対象経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費		補助金額
	費目	主な内容	
1. 子どもの居場所提供事業	報償費	外部ボランティア、講師に支払う謝金	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額 (1) 次のア及びイを合計して得た額 ア 6,000円に補助対象事業を月1回実施した月数を乗じて得た額 イ 6,000円に補助対象事業を月2回以上実施した月数を乗じて得た額 (2) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (3) 132,000円
	旅費	外部ボランティア、講師に支払う交通費	
	消耗品費	子どもの居場所の提供に必要な食器、容器、キッチン用品、衛生用品、教材、学用品等1点30,000円未満の物品	
	食材費	子どもの居場所の提供に必要な食材	
	燃料費	子どもの居場所の提供に必要なガソリン代	
	使用料及び賃借料	子どもの居場所の提供に必要な会場使用料、冷暖房料、物品借上料	
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業にかかる怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料	
	研修費	食品衛生責任者養成講習会の受講料、こどもの支援に係る研修受講料	
	広告宣伝費	子どもの居場所の提供に必要なチラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費、コピー代	
	通信運搬費	子どもの居場所の提供に必要な送料	
2. 母親クラブ開催事業	報償費	外部ボランティア、講師に支払う謝金	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額 (1) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (2) 85,000円
	旅費	外部ボランティア、講師に支払う交通費	
	消耗品費	母親クラブの開催に必要な教材、容器、衛生用品、材料等1点30,000円未満の物品	
	使用料及び賃借料	母親クラブの開催に必要な会場使用料、冷暖房料、物品借上料	
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業にかかる怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料	
	研修費	こどもの支援に係る研修受講料	
	広告宣伝費	母親クラブの開催に必要なチラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費、コピー代	
3. 子育てサロン開催事業	報償費	外部ボランティア、講師に支払う謝金	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額 (1) 3,000円に補助対象事業を月1回以上実施した月数を乗じて得た額 (2) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (3) 30,000円
	旅費	外部ボランティア、講師に支払う交通費	
	消耗品費	子育てサロンの開催に必要な教材、容器、衛生用品、材料等1点30,000円未満の物品	
	使用料及び賃借料	子育てサロンの開催に必要な会場使用料、冷暖房料、物品借上料	
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業にかかる怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料	
	広告宣伝費	子育てサロンの開催に必要なチラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費、コピー代	
	通信運搬費	子育てサロンの開催に必要な送料	

補助対象 事業	補助対象経費		補助金額
	費目	主な内容	
4. 児童 健全育成 支援事業	報償費	外部ボランティア、講師に支払う謝金	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額 (1) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (2) 85,000円
	旅費	外部ボランティア、講師に支払う交通費	
	消耗品費	児童健全育成支援事業に必要な教材、容器、衛生用品、材料等1点30,000円未満の物品	
	食材費	児童健全育成支援事業の開催に必要な食材	
	燃料費	児童健全育成支援事業の開催に必要なガソリン代	
	使用料及び賃借料	児童健全育成支援事業に必要な会場使用料、冷暖房料、物品借上料	
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業にかかる怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料	
	研修費	こどもの支援に係る研修受講料	
	広告宣伝費	児童健全育成支援事業に必要なチラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費、コピー代	
	通信運搬費	児童健全育成支援事業に必要な送料、通信料	

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金交付申請書

下関市こどもの未来応援補助金の交付を受けたいので、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請の内容

補助対象事業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業
事業名	
交付申請額	円

2 添付書類

（1）補助対象事業にかかる事業計画書

子どもの居場所提供事業計画書（様式第 2 号その 1）、母親クラブ開催事業計画書（様式第 2 号その 2）、子育てサロン開催事業計画書（様式第 2 号その 3）、児童健全育成支援事業計画書（様式第 2 号その 4）のいずれか 1 点

（2）収支計画書（様式第 3 号）

（3）団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの及び役員等の名簿

（4）過去 1 年間の活動報告書（子育てサロン開催事業に限る。）

（5）その他市長が必要と認める書類

様式第2号その1（第8条関係）

子どもの居場所提供事業計画書

①事業名（子どもの居場所の名称）				②開催場所	下関市								
③開設年月	年	月	開設	④利用人数	人	⑤利用料金	子ども 円、 大人 円						
⑥事業目的													
⑦子どもの居場所の 開設予定回数・内容	開設日 第 曜日 : ~ : / 第 曜日 : ~ :												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	開催予定回数（回）												
	子育て支援活動（種類）												
※子育て支援活動とは、以下により地域で子育てを支援する活動の総称です。（実施予定の取組に○を囲んでください。）													
☐ 子ども食堂 ☐ 学習支援 ☐ フードパントリー ☐ 体験の提供													
⑧実施体制及び実施方法													
⑨運営責任者名・問合せ先	TEL () -				⑩メールアドレス	@							
⑪下関保健所長の許可又は届出の状況（子ども食堂の記入欄）	() 食品衛生法に基づく営業許可を取得済み () 子ども食堂開設届出書を下関保健所に提出済み () 子ども食堂開設届出書を下関保健所に提出予定				⑫アレルギーへの対応	() アレルギー対応メニューを取得済み () アレルギー表示を実施 () アレルギーに未対応であることを周知							
⑬保険の加入	() 加入済み () 加入予定 【保険の種類：】 【保険会社名：】												

様式第2号その2（第8条関係）

母親クラブ開催事業計画書

①事業名（母親クラブの名称）				②所在地	下関市	
③会員数	人	④組織結成年月日	年	月	日	⑤関連児童福祉施設名
⑥会長名・問合せ先	TEL（ ）－			⑦会計責任者名・問合せ先	TEL（ ）－	

活動項目	主な活動内容	事業計画	
		予定回数 (回)	参加予定 人数(人)
1 親子及び世代間の交流、文化活動			
ア 主に親子の交流、文化活動			
イ 三世代間の交流、文化活動			
ウ その他の交流、文化活動			
2 児童養育に関する活動			
ア 児童の発達上の留意点、家庭のしつけ、安全養育等に関する研修			
イ 地域での児童健全育成の向上に関する研修			
3 児童の事故防止活動			
ア 遊び場の安全点検活動			
イ 交通安全点検活動			
ウ 非行防止活動			
エ その他の交流、文化活動			
4 その他、児童福祉の向上に寄与する活動			

様式第2号その3（第8条関係）

子育てサロン開催事業計画書

事業名（子育てサロンの名称）	
実施施設名	
実施施設所在地	
初回実施年月日	年 月 日
実施回数	月 回 ・ 合計 年 回
実施日	毎月第 曜日 ・ （ ）
実施時間（時間数）	時 ～ 時 （ 1 回 時間 ）
想定対象地区	
参加見込み人数	人／回
開催スタッフ	約 名／回
周知方法	
実施内容	

様式第 2 号その 4 （第 8 条関係）

児童健全育成支援事業計画書

事業名（児童健全育成支援事業の名称）						
実施する内容						
実施場所						
実施期間		年 月 日～ 年 月 日				
スケジュール						
参加見込み人数		未就学児	小学生	中学生	高校生	〔 〕
		人	人	人	人	人
本事業の 期待される効果	参加者					
	実施団体					

備考 開催要領等、実施する内容が分かるものを添付すること。

様式第3号（第8条関係）

収 支 計 画 書

1 収入

項 目	予算額（円）	内訳（算定根拠）
下関市補助金（申請額）		下関市こどもの未来応援補助金
民間助成金		
寄附金・協賛金		
利用料収入		
自己負担金		
収入合計		

2 支出

項 目	予算額（円）	内訳（算定根拠）
報償費		
旅費		
消耗品費		
食材費		
燃料費		
使用料及び賃借料		
保険料		
研修費		
広告宣伝費		
通信運搬費		
支出合計		

備考

- 1 下関市補助金（申請額）の欄は、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱別表に掲げる額のうちいずれか少ない額を記入すること。
- 2 下関市補助金（申請額）以外の予算額の欄は、それぞれ補助対象経費に充当する額を記入すること。
- 3 収入合計と支出合計の額を一致させること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市こどもの未来応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市こどもの未来応援補助金については、下記のとおり交付を決定したので、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業（事業名）
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 その他

下関市こどもの未来応援補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市こどもの未来応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市こどもの未来応援補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

理 由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた
下関市こどもの未来応援補助金について、下記のとおり変更したいので、下関
市こどもの未来応援補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により申請します。

記

補 助 対 象 事 業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業
事 業 名	
変更予定年月日	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
変更前交付決定額	円
変更後交付申請額	円

※変更の内容がわかる書類を添付すること。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金事業中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた
下関市こどもの未来応援補助金について、下記のとおり中止したいので、下関
市こどもの未来応援補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により申請します。

記

補 助 対 象 事 業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業
事 業 名	
事 業 の 中 止 の 理 由	
事 業 の 中 止 後 の 措 置	

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市こどもの未来応援補助金について、補助対象事業が次のとおり完了したので、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の実績額等

補 助 対 象 事 業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業
事 業 名	
補 助 金 の 実 績 額	円
補助対象事業の完了年月日	年 月 日

2 添付書類

(1) 補助対象事業にかかる事業報告書

子どもの居場所提供事業報告書（様式第 9 号その 1）、母親クラブ開催事業報告書（様式第 9 号その 2）、子育てサロン開催事業報告書（様式第 9 号その 3）、児童健全育成支援事業報告書（様式第 9 号その 4）のいずれか 1 点

(2) 収支決算書（様式第 1 0 号）

(3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号その1 (第12条関係)

子どもの居場所提供事業報告書

[illegible]

様式第9号その2（第12条関係）

母親クラブ開催事業報告書

①事業名（母親クラブの名称）				②所在地	下関市
③会員数 （会員名簿別添）	人	④組織結成年月日	年 月 日	⑤関連児童福祉施設名	
⑥会長名・問合せ先	TEL（ ） —			⑦会計責任者名・問合せ先	TEL（ ） —

活動項目	主な活動内容	事業実績	
		実施回数 (回)	参加延べ 人数
1 親子及び世代間の交流、文化活動			
ア 主に親子の交流、文化活動			
イ 三世代間の交流、文化活動			
ウ その他の交流、文化活動			
2 児童養育に関する活動			
ア 児童の発達上の留意点、家庭のしつけ、安全養育等に関する研修			
イ 地域での児童健全育成の向上に関する研修			
3 児童の事故防止活動			
ア 遊び場の安全点検活動			
イ 交通安全点検活動			
ウ 非行防止活動			
エ その他の交流、文化活動			
4 その他、児童福祉の向上に寄与する活動			

様式第9号その3（第12条関係）

子育てサロン開催事業報告書

年度事業実施状況

月	日	曜日	参加人数			開催 スタッフ 人数	事業実施内容
			こども	大人	合計		
合 計							
特記事項							

様式第 9 号その 4 （第 1 2 条関係）

児童健全育成支援事業報告書

事業名（児童健全育成支援事業の名称）						
実施した内容						
実施場所						
実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
実施回数 ※該当する事業のみ記入		回				
参加人数		未就学児	小学生	中学生	高校生	〔 〕
		人	人	人	人	
本事業で 得られた 効果及び 今後の課題	参加者					
	実施団体					

備考 資料、写真等実施した内容が分かるものを添付すること。

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

収 支 決 算 書

1 収入

項 目	決算額（円）	内訳（算定根拠）
下関市補助金（交付決定額）		下関市こどもの未来応援補助金
民間助成金		
寄附金・協賛金		
利用料収入		
自己負担金		
収入合計		

備考 下関市補助金以外の項目の額は、それぞれ補助対象経費に充当する額を記入すること。

2 支出

項 目	決算額（円）	内訳（算定根拠）
報償費		
旅費		
消耗品費		
食材費		
燃料費		
使用料及び賃借料		
保険料		
研修費		
広告宣伝費		
通信運搬費		
支出合計		

備考 収入合計と支出合計の額を一致させること。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市こどもの未来応援補助金額交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました下関市こどもの未来応援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業（事業名）
- 2 補助金の交付確定額 金 円

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた下関市こどもの未来応援補助金について、下関市こどもの未来応援補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求の内容

補助対象事業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業		
事業名			
請求額	円		

2 振込先

金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 () ()		
種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

下関市こどもの未来応援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました下関市
こどもの未来応援補助金について、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 補助金の請求の内容

補助対象事業	1 子どもの居場所提供事業 2 母親クラブ開催事業 3 子育てサロン開催事業 4 児童健全育成支援事業		
事業名			
概算払請求額			円

2 振込先

金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 () ()		
種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 必要とする理由